

近世ドイツの立憲主義 ——ドイツ選挙君主制の理念と実践——

今野 元(愛知県立大学)

<報告命題>

1. 比較君主制論の意義：万物は流転する。歴史家にとって不変・普遍なものはない。現代政治ばかりを見、自由民主主義のみを価値的前提としては、マンネリズムに陥ってしまう。私がこの学会で比較君主制論の連続講演をするのは、政治(人間の共同行為)という営みを、時空を超えて見つめ直すことで、日本の政治学の視野を広げるためである。またこの企画では、日本君主制の考察をできるだけ加えることにしている。

2. 西欧・ドイツ比較の再考：英仏の立憲主義を理想化し、ドイツに専制主義の典型を見る傾向は、長らく強かった。そこでは、英仏が宗教的に不寛容で絶対王政の世襲君主制国家であり、ドイツが宗派共存・身分制的自由(「ドイツの自由」)を掲げる選挙君主制国家だったことが忘却されている。この「ドイツの自由」は、ドイツ連邦共和国にも連邦制として受け継がれている。ドイツ帝国からヒトラー政権にかけて行われたドイツの段階的集権化は、フランス革命後に激化した列強角逐への対応として、「ドイツの自由」を修正する試みであった。

3. ドイツの選挙君主制：ドイツ王(東フランク王)の選挙君主制の沿革は十分解明されていないが、1356年の金印勅書で一つの整理を見た。有権者として選帝侯7人を指名したのには、教皇の承認権を排除する意味が込められている。ドイツ王は、選ばれるとローマ王を名乗り、(中世にはイタリアに遠征して、近世にはドイツ国内で)ローマ皇帝としての戴冠式を行った。ドイツ王には、中世末からハプスブルク家の候補が選ばれたが、別な候補が選ばれる可能性も常にあった(1742年のカール七世(←バイエルン選帝侯)のように)。

4. 帝国憲法としての選挙協約：ドイツ王は、選出されローマ皇帝として戴冠する前に、選帝侯(使節)同士の協議により改訂される選挙協約(Wahlkapitulation)に署名しなければならなかった(この協議にはハプスブルク家もベーメン王として参加した)。その文面は、皇帝による諸身分の権利保護を厳格に要求し、更に政策内容にも立ち入っており、イングランドの権利章典(1689年)よりも総合的である。ただ選挙協約と権利章典とに共通するのは、君主が宗教問題で暴走するのを抑えるという問題関心である。

5. 選挙君主制と世襲君主制：選挙君主制と世襲君主制とは、理論上両極に位置づけられるが、実例はその中間的形態をしていた。ポーランド「共同体」は広範な有権者による本格的な選挙君主制を行ったが、国内の分裂や外国の干渉に悩み、結局ザクセン朝の世襲君主制への転換を決めたが、実現前に分割された。神聖ローマ帝国は、有権者を限定し、突出して強大なハプスブルク家を毎回選ぶことで不安定さを軽減したが、対外的脆弱性が残った。世襲できない教皇国家はいつも選挙君主制を実践するが、外部からの干渉に悩まされてきた。

6. 西洋君主制と日本君主制：選挙君主制は、君主を国家共同体の管理者と見る発想の一つの現れである。憲法学者の上杉愼吉は、西洋諸国はどこも本質的には民主制国家であり、君主は国家共同体の管理者に過ぎず、非道な振舞があると革命で排除されてきたが、日本にはこれと全く違って純粋な世襲君主制をとってきたとした。確かに日本君主の即位儀礼では、いままも皇位は国民も神も介さずに天皇から天皇へ直接受け継がれている。とはいえ皇位継承順位が曖昧だった時代には、有力な臣下が次期天皇を選ぶという現象も事実上はあった。この現象に終止符を打ったのが皇室典範だが、当事者の個人的意見表明や社会的情勢の変化で、いままも継承順位に疑問が生じつつあり、選挙君主制的状况が生じる可能性がある。